



平成 30 年 8 月 13 日

各 位

会 社 名 テ ラ 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 CEO 矢 崎 雄 一 郎
(コード番号： 2191)
問 合 せ 先 代 表 取 締 役 副 社 長 COO 遊 佐 精 一
(電話：03-5937-2111)

**平成 30 年 12 月期第 2 四半期報告書の提出期限延長に関する
承認申請書提出のお知らせ**

当社は、平成 30 年 8 月 10 日に公表いたしました「第三者委員会設置及び平成 30 年 12 月期第 2 四半期決算発表延期に関するお知らせ」のとおり、平成 30 年 6 月 13 日付「第三者割当による新株式、行使価額修正条項付第 18 回新株予約権の発行に関するお知らせ」において公表した資金調達に関する意思決定過程の適切性に関する疑義並びに当社代表取締役社長の株式売却手続の法令違反及び社内規程違反等の疑義が生じたため、第三者委員会を設置いたしました。現在、第三者委員会によって調査をしているところですが、太陽有限責任監査法人から、当社の四半期財務諸表及び四半期連結財務諸表の適正性に疑義が呈され、資金調達に関連して生じた株式交付費等についての適正性の検討等、財務情報への影響の有無を確認するほか、当社の財務報告に係る内部統制に不備が存在する疑いがあるため、太陽有限責任監査法人による追加的な監査手続が必要となり四半期レビュー報告書を受領できないことが明らかになり、企業内容等の開示に関する内閣府令第 17 条の 15 の 2 第 1 項に基づき、平成 30 年 12 月期第 2 四半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書を関東財務局へ提出することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 対象となる四半期報告書
第 15 期（平成 30 年 12 月期）第 2 四半期報告書
（自 平成 30 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 6 月 30 日）
2. 延長前の提出期限
平成 30 年 8 月 14 日
3. 延長が承認された場合提出期限
平成 30 年 9 月 14 日

4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社は、当社代表取締役である矢崎の当社株式売却手続の妥当性及び平成 30 年 6 月 13 日付で決議を行った「第三者割当増資による新株式及び第 18 回新株予約権の発行」の決議の過程についての妥当性を起因として、太陽有限責任監査法人から当社の四半期財務諸表及び四半期連結財務諸表の適正性に疑義が呈されたほか、経営者の誠実性に疑義があり、会社の財務報告に係る内部統制に不備が存在する疑いがあるため、第三者委員会による調査を行うこととなったこと及び太陽有限責任監査法人による追加的な監査手続が必要になったことにより、金融商品取引法第 24 条の 4 の 7 第 1 項の提出期限までに四半期レビュー報告書を受領できないことから、上記の四半期報告書を提出できないこととなりましたので、企業内容等の開示に関する内閣府令第 17 条の 15 の 2 第 1 項に基づき、提出期限の延長を申請することといたしました。

現在、本件の全容の解明及び原因究明について調査するため、弁護士等の当社と利害関係のない外部の専門家による第三者委員会を平成 30 年 8 月 10 日に設置し、調査を進めております。

第三者委員会による事実認定のためのヒアリング及びデジタルフォレンジックスに係る調査に約 26 日程度、太陽有限責任監査法人による四半期財務諸表及び四半期連結財務諸表の適正性に関する調査及び四半期レビュー報告書作成に約 12 日程度、当社による四半期報告書の作成に約 14 日程度、過年度の四半期報告書及び有価証券報告書の訂正を行う必要が生じた場合における作業に約 14 日程度の日数を要すると見込んでおります。

なお、提出期限の延長承認を受けた場合、過年度の四半期報告書及び有価証券報告書の訂正報告書を含め、9 月 14 日の提出期限までに提出する見込みです。

5. 今後の見通し

今回の提出期限延長に関する申請が承認された場合、速やかにお知らせいたします。

株主・投資家の皆様をはじめ関係各位におかれましては、ご迷惑とご心配をお掛けいたしますことを深くお詫び申し上げます。

以上